

「千葉市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定について

1 条例制定の背景

無料低額宿泊所の利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保するため、平成30年6月に社会福祉法が改正され、規制が強化されました（令和2年4月1日施行）。これに伴い、都道府県、政令指定都市等が、厚生労働省令（以下「省令」という。）を踏まえて、その設備及び運営に関する基準を条例で定めることとされたため、本市においても条例を制定するものです。

2 無料低額宿泊所とは

社会福祉法が第二種社会福祉事業として定める「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」を行うための施設をいいます。

3 条例案の概要

本市が基準を定めるに当たっては、原則として省令に準拠することとします。その上で下記事項について市の独自基準を定めます。

項目	独自基準	独自基準制定の考え方	国の基準
居室面積	新規施設については、居室の面積要件として7.43㎡未満を認めない。	市内の無料低額宿泊所の状況を勘案し、新規施設について7.43㎡未満の床面積を認める地域の事情が存在しないため。	7.43㎡以上。地域事情で4.95㎡以上も認める。
居室面積に係る経過措置	既存施設（条例施行前から無料低額宿泊事業を行ってきた施設）については、一定の条件の下で4.95㎡以上の床面積を認める。	本市はこれまで、本市のガイドラインに基づき、4.95㎡未満の居室については狭隘であるため使用しないよう指導を行ってきたため、これを維持することで、入居者に対する一定の住環境を担保する。	既存施設は3.3㎡以上。
非常災害対策	非常食等の物資の確保に努める。	非常災害対策上必要と認められるため。	規定なし

※ 省令の第11条（サテライト型住居の設置）の規定については、国がその施行日を令和4年4月1日とし、その後検証事業を行うこととしているため、基準が明確になった後に条例改正を行って追加する。

4 スケジュール

令和元年11月15日～12月16日	パブリックコメント手続の実施
令和2年1月下旬	パブリックコメント手続での意見に対する考え方の公表
令和2年第1回定例会	条例議案提出
令和2年4月1日（予定）	条例施行